

06 医療費の助成制度をご利用ください!

本市では、市民の皆さんが安心して医療サービスを受けられるように、医療費の負担が軽くなるさまざまな制度を設けています。

詳しくはお問い合わせください。



◀ 福祉医療に
ついてはこちら



◀ 70歳からの医療に
ついてはこちら

▶ 保険年金課 医療係 ☎23-3514 / 国保年金係 ☎23-2149



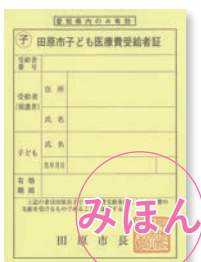
子ども医療費助成

●対象

- ① 15歳になる年度末までの子(出生～中学生)
- ② 16歳になる年度始めから18歳になる年度末までの子(高校生世代)

●内容

- ① 保険診療における通院・入院の自己負担額
- ② 保険診療における入院の自己負担額



母子家庭等医療費助成

●対象 ※所得制限あり

- ・ 母子・父子家庭で18歳になる年度末までの子を養育する母・父および子(配偶者に重度の障害がある家庭を含む)
- ・ 父母のいない18歳になる年度末までの子

●内容

保険診療における自己負担額



※11月1日から
印字は橙色

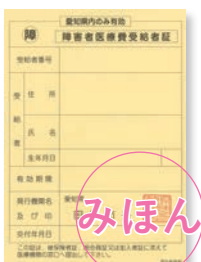
障害者医療費助成

●対象

- ① 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(腎臓機能障害は4級、進行性筋萎縮症は4～6級の方)
- ② 療育手帳A・B判定をお持ちの方
- ③ 自閉症状群と診断されている方

●内容

保険診療における自己負担額



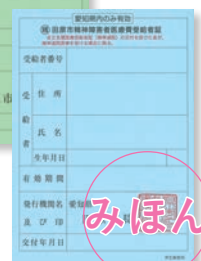
精神障害者医療費助成

●対象

- ① 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ② 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでなく、自立支援医療(精神通院)を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちでなく、精神科病棟に入院している方

●内容

- ① 保険診療における自己負担額
- ② 保険診療における精神通院の自己負担額
- ③ 保険診療における精神入院の自己負担額の半額



後期高齢者福祉医療費助成

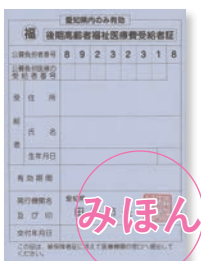
●対象

後期高齢者医療制度に加入しており、以下に該当する方

- ① 障害者医療・精神障害者医療・母子家庭等医療の受給資格者
- ② 一人暮らしで、市民税が非課税の方(その他要件あり)
- ③ 要介護区分が4または5と認定され、市民税が非課税の方(その他要件あり)

●内容

保険診療における自己負担額



●福祉医療費受給者証の更新をお忘れなく

有効期限が令和5年7月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方で更新申請がお済みでない方は、手続きが必要です。

国民健康保険 高齢者医療費給付

●対象

国民健康保険に加入している70歳以上の方

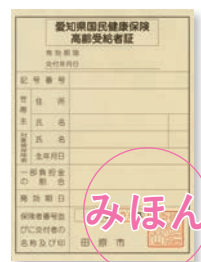
※70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から対象

●内容

医療費の自己負担割合が2割(現役並みに所得がある方は3割)

●送付について

- ・ 該当の方へ70歳の誕生日の月末に郵送します(1生まれの方は前月末)。
- ・ すでに高齢受給者証をお持ちの方には、7月末までに新しい高齢受給者証を郵送します。



※8月1日から
用紙は薄橙色